

仙 台 市 介 護 保 险 審 議 会

地域密着型サービス運営委員会（第6期計画期間 第11回会議）議事録

日時：平成30年1月9日（火）18:00～

場所：市役所本庁舎2階第3委員会室

＜出席者＞

【委員】

阿部一彦委員、五十嵐講一委員、板橋純子委員、小笠原サキ子委員長、草刈拓委員、小坂浩之委員、鈴木久雄委員、土井勝幸委員
以上8名、五十音順

【仙台市職員】

會田健康福祉局保険高齢部長、藤井介護事業支援課長、大浦介護保険課長

高橋介護事業支援課指定係長、石川介護保険課管理係長

阿部介護事業支援課施設指導係長、

＜議事要旨＞

1. 開会

2. 報告

- (1) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について（資料2）
- (3) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について（資料3）
- (4) 施設の整備状況について（資料4）（参考資料4-1）

事務局より説明

小笠原委員長：今の報告について、質問や意見はあるか。

小坂委員：地域密着型サービス事業の廃止について、各事業所はどのくらいの期間運営しているのか。

會田部長：（事務局にて確認後に報告）

開所日について報告する。

- ・ミック健康の森泉中央：平成27年9月1日
- ・デイサービスサロン八千代の家-仙台広瀬-：当初開所平成22年10月15日

平成28年3月1日に現法人事業譲渡

- ・地域密着型デイサービス生きがい工房富沢亭：平成28年4月1日
- ・茶話本舗デイサービス宮城野亭：初めの事業所は平成26年2月15日

平成27年2月1日に現法人に事業譲渡

・デイサービスみんなの家：平成25年4月1日

小坂委員：事業形態変更に伴う廃止以外の事業所は、数年間で運営期間が終了している。通所介護は地域の重要なインフラであると考えているが、新規開所してもニーズがなかったという部分もあるのかもしれない。運営期間の情報があると当該委員会の場での議論が深まると考える。

會田部長：次回以降の資料については、改めて記載方法を検討する。

五十嵐委員：多賀城市の地域密着型通所介護が廃止事業所として記載があるが、これはどういうことか。

高橋係長：多賀城市的地域密着型通所介護に仙台市民の方が利用されているため、その方のみの指定があったもの。

土井委員：地域密着型サービス事業の指定事項変更について、事業所移転に伴い中学校区が変更になっているのか。

藤井課長：中学校区は中田中学校区から柳生中学校区に変更となった。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料5）（参考資料5-1～5-10）

事務局より説明

小笠原委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

五十嵐委員：地域密着型通所介護で午前と午後に分かれて2単位でサービス提供を行う事業所があるが、どういった内容を行うのか。

藤井課長：参考資料5-2及び5-6の事業所は同じ法人のフランチャイズであり、筑波大学と共同開発した運動プログラムを取り入れたサービス提供等を行うとしている。マシーン活用やゲーム感覚で行えるプログラムを提供することを特徴としている。

鈴木委員：地域密着型通所介護における従業員数が少ない事業所があるが、送迎は問題ないか。定員が10名だと送迎に時間を取られてしまうのではないか。送迎車は何台か。

藤井課長：送迎車は10人乗り1台。現時点で事業者から提出されている書類では、どのような送迎態勢を計画しているか不明のため、改めて事業者に確認する。

鈴木委員：機能訓練指導員の勤務はどのように計画されているか。

藤井課長：参考資料5-2の事業所は毎日7時間の常勤で勤務するが、参考資料5-6の事業所は週1日のみ7時間の非常勤勤務。

鈴木委員：参考資料5-6の事業所は、機能訓練指導員が週1日しか入らないため、機能訓練加算Ⅱは機能訓練指導員が出勤する日しか加算が取れないが、介護報酬が正しく請求されていることを確認することはできるか。

藤井課長：実地指導の際に正しくない介護報酬請求がされていれば指導の対象になり、事業所に対して正しく請求してもらうように伝えている。

會田部長：指定の要件は満たしているのは間違いないが、新規指定であり、事業運営が適

切に担保される体制となっているか、委員からのご指摘内容について改めて事務局にて確認した上で、委員長・副委員長に報告させていただく。

(※) 4ページにその後の経過を記載。

板橋委員：参考資料5-9及び参考資料5-10の事業所は同一法人が運営される認知症対応型共同生活介護で、所在地が荒井と富沢であるが、事業所との距離の観点から協力医療機関は同一の機関で構わないのか。

高橋（事務局）：「利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない」と協力医療機関の基準に定められており、その解釈として「協力医療機関は事業所から近距離にあることが望ましい」とされているが、具体的に距離や移動時間の定めはない。

阿部係長：実際に入居者の病状が悪化した際は、それぞれのかかりつけ医に診ていただくケースが多い。協力医療機関は緊急時に応していただく機関という位置づけである。

阿部委員：地域密着型通所介護から通常規模の通所介護への変更に伴う廃止というのは、地域ニーズに合わせて定員増になったということでよいか。

會田部長：そのとおりである。

小笠原委員長：他に質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。

(異議等なし)

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について（資料6）（参考資料6-1）

事務局より説明

小笠原委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

五十嵐委員：平成27年度の改善指示事項の運営に関する基準：利用料等の受領について、介護サービス提供に必要な費用（とろみ剤）が徴収されていたとあるが、直近の指摘では、こういった事例はあまりないのか。

阿部係長：現在は、とろみ剤の使用は介護サービスの中に含まれるという指導をしているので、直近では同様の指摘はない。もし、あった場合は適切に指導する。

小笠原委員長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。

(異議等なし)

4. その他

小笠原委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。⇒ 特に無し

小笠原委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会

(※) 指定案件の地域密着型通所介護2事業所について、事業運営が適切に担保される体制となっているか、改めて事務局にて確認し、平成30年1月11日に委員長・副委員長に報告して指定の承認をいただいた。